

中小企業信用保険法第2条第5項 第5号

業況の悪化している業種として指定された業種に属する事業を行う中小企業者で、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するための制度です。

次の全てに該当することが要件となります。

- (1) 法人は本店登記または事業実態のある事業所、個人事業者は主たる事業所が板橋区内にある中小企業者。
- (2) 申込日時点で指定業種（経済産業大臣の指定を受けた業種）に属する事業を行う中小企業者。
※「セーフティネット保証 5 号の指定業種」リストに業種の記載がなければ、申請できません。
リストは3カ月毎に変わりますのでご注意ください。
- (3) 裏面の要件のいずれかを満たす場合

< 申請に必要な書類 >

	法 人	個 人
認定申請書	ご記入ください【2部のうち、1部は原本】	
売上計算表	ご記入ください【原本1部】	
法人（個人事業）の 実在が確認できる書類 （※1）	下記の <u>いずれか</u> 【写し1部】	
	☐ 法人謄本 （履歴事項全部証明書） ☐ 法人抄本 （現在事項全部証明書）	☐ 青色申告決算書一式(青色申告) または収支内訳書一式(白色申告) ※申告済の直近1年分 ※一式の「事業所住所欄」に板橋区内の 住所が記載されているもの ☐ 開業届 または 許認可証
売上高等の実績が 確認できる書類	「認定申請書」及び「売上計算表」に記入した <u>各月の売上高等</u> が 確認できる書類【写し1部】	
	【例】 ☐ 残高試算表 ☐ 法人事業概況説明書 ☐ 領収書・請求書 ☐ 日常使用している売上台帳 など	【例】 ☐ 売上計算表 ☐ 確定申告書月別売上表 ☐ 領収書・請求書 ☐ 日常使用している売上台帳 など
委任状	ご記入ください【原本1部】 （代理申請の場合のみ）	

※1 謄本・抄本・許認可証は最新の情報が記載されているものをご用意ください。

創業要件で申請する場合は、創業年月日が確認できる書類等が必要です。

※2 原油高要件で申請する場合は、原油等仕入単価や仕入高の確認できる書類（領収書、納品書等）が必要です。

利益率要件で申請する場合は、試算表の提出が必要です。

※ ご用意いただいた書類について、返却・コピーには応じられませんのでご了承ください。
（返却は認定申請書1部のみです）

< 認定要件 >

区分		認定要件	使用する様式
売上高要件	指定業種のみ営んでいる	最近 3 か月の売上高が前年同期と比して 5 %以上減少していること	イー①
	指定業種と非指定業種を営んでいる	最近 3 か月における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の 5 %以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定業種それぞれの最近 3 か月の売上高が前年同期に比して 5 %以上減少していること	イー②
売上高要件 (創業者： 創業後 1 年 3 か月未満など)	指定業種のみ営んでいる	最近 1 か月の売上高がその直前の 3 か月の月平均売上高に比して 5 %以上減少していること	イー③
	指定業種と非指定業種を営んでいる	最近 1 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5 %以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 1 か月の売上高がその直前の 3 か月の月平均売上高に比して 5 %以上減少していること	イー④
原油高要件	指定業種のみ営んでいる	1. 最近 1 か月の売上原価の内原油等の仕入れ額が 20 %以上を占めていること 2. 最近 1 か月の原油等仕入単価が前年同月に比して 20 %以上上昇していること 3. 最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること	□ー①
	指定業種と非指定業種を営んでいる	1. 最近 1 か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の 20 %以上を占めていること 2. 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が 20 %以上を占めていること 3. 指定事業の最近 1 か月の原油等仕入単価が前年同月に比して 20 %以上上昇していること 4. 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること	□ー②
利益率要件	指定業種のみ営んでいる	1. 個社ではどうにもできない外的要因による、原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じていること 2. 最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して 20 %以上減少していること	ハー①
	指定業種と非指定業種を営んでいる	1. 個社ではどうにもできない外的要因による、原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じていること 2. 最近 3 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5 %以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して 20 %以上減少していること	ハー②